

鹿沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につ
いて

次のように改める。

令和 3 年 5 月 2 6 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

鹿沼市固定資産評価審査委員会条例（昭和 3 0 年鹿沼市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。